

橋本市運動公園フリーマーケット キッチンカー出店者募集要項

橋本市運動公園にて毎年恒例の春のフリーマーケットを開催します。

同会場にてキッチンカーを出店し、来場者の皆さんにPRしませんか♪

下記熟読の上、お申込ください。

【日時・場所】

開催日：令和6年4月28日(日) ※雨天の場合翌日4月29日(祝)に順延

販売時間：10時00分～15時00分

開催場所：橋本市運動公園プール前(橋本市北馬場454)

主催：橋本市文化スポーツ振興公社(橋本市運動公園事務所)

参考：飲食店舗以外の一般出店45店舗 来場者 約500人

【概要】

応募期間：令和6年3月11日(月)～3月26日(火)

申込方法：WEBフォーム(右記QRコード参照→)

募集数：キッチンカー4店

出店料：1,000円(出店決定後一週間以内に直接又は振込にてお支払いください)

振込先：紀陽銀行 橋本支店 普通預金712887

募集区画：間口5m×奥行2m程度

出店決定通知：4月初旬 メールにて通知

※募集が上回った場合は、主催者にて抽選します(橋本市内の方を優先します)

搬入・搬出について

搬入は当日 朝7時30分～9時30分をお願いします。9時30分を過ぎると、園路内は車両の通行ができません。搬出は午後3時00分～4時00分となります。

開催中止等に関して

天候の状況により、開催日を翌日(4/29)に順延させていただく場合があります。天候やその他不可抗力により開催中止となった場合は返金させていただきます

が、申込後の自己都合によるキャンセルについては一切返金できません。

開催当日の正午12時を過ぎてから中止となった場合は『開催成立(=早期終了)』となり、出店料の返金はいたしません。

【出店決定後提出書類】(出店決定後一週間以内に必ず提出してください。)

- ・誓約書(様式1)
- ・食品衛生法に基づく営業許可証(写し)
- ・食品衛生責任者証(写し)
- ・生産物賠償責任保険(PL保険等)証券(写し)
- ・車検証(写し)



【出店資格】

次に掲げる全てを満たす者であること。

- ① 当該施設地域（橋本地域）で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- ③ 次に掲げる者は出店できない。
 - ・ 未成年者
 - ・ 社会問題を起こしている業種又は者
 - ・ 市税を滞納している者
 - ・ 集团的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- ④ 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が不相当と認める業種及び者
- ⑤ 次に掲げる飲食物等は出店できない。
 - ・ 酒類、紙パック、ペットボトル、缶類は不可
 - ・ 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者
 - ・ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
 - ・ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ・ 前項に掲げるもののほか、実行委員会が不適切と判断した商品を出店するもの

【注意事項】

- ① 水や電気の利用は出店者側で用意すること。
- ② 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- ③ 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
- ④ 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り、適切に処分すること。
- ⑤ イベント終了後は、広場内を巡回しゴミを回収・処分すること。
- ⑥ イベント終了後は、出店箇所の清掃を行い、原状回復すること。
- ⑦ 火気を使用する場合は、業務用消火器(10 型)を準備し、防火対策すること。
- ⑧ 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- ⑨ 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
- ⑩ 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- ⑪ 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑫ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。

- ⑬ 食物アレルギーの対策として、アレルゲン食品の表示を行うこと。
- ⑭ 許可内容と関係のない広告等は掲示しないこと。
- ⑮ 車止めなどで車両を固定すること。
- ⑯ 拡声器等を利用した呼び込み、周りの迷惑になる大きさの BGM の使用は禁止する。
- ⑰ 発電機を使用する場合は、騒音対策を行うこと。
- ⑱ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに実行委員会に報告すること。
- ⑲ 出店者は、広場施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- ⑳ 出店物の盗難、破損及び紛失について、主催者側は一切責任を負わない。
- ㉑ 出店者は、売上状況や主催者側が実施するアンケートに協力すること。
- ㉒ 実行委員会の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
- ㉓ 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。

※その他、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令に定めるところによるもののほか、主催者と出店者の協議の上処理するものとする。

お問い合わせ

公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社

橋本市運動公園事務所（担当 中道・小林）

Tel0736-33-1866 メール bunsupo-sports@coral.cypress.ne.jp

誓約書

橋本市運動公園における出店事業者募集要領の内容を理解し、次の事項を厳守することを誓約します。

1. 橋本市運動公園の運営方針に対し誠意をもって対応します。
2. 指定された区域以外での出店は行いません。
3. 公園施設内で排水は行いません。
4. 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守ります。
5. 申請書記載以外の商品等は販売しません。
6. 公園利用者の安全に配慮します。
7. 出店により出たゴミについては責任をもって必ず持ち帰ります。
8. 営業時間終了後は、周囲を巡回しゴミを回収・処分します。
9. 出店箇所の清掃を行い、現状回復します。
10. 出店の権利を第三者に譲渡及び貸与しません。
11. 他の出店者とトラブルを起こしません。
12. 広場施設の損傷及び提供する飲食物の食中毒又、販売物品等に起因する損害賠償等については全て責任を持って対処します。
13. 火器を使用する場合は橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出します。
14. 火器を使用する場合は業務用消火器(10 型)を準備し、防火対策を適切に行います。
15. 公園管理者が実施するアンケート等に協力します。
16. 自己又は自社の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団」という。)
 - ・暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ・暴力団員がその経緯に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名)

キッチンカー出店位置 No.17~No.20 の4 枠

